

令和 8 年第 8 回
志木市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 2 5 日

志木市農業委員会

令和 8 年第 8 回志木市農業委員会総会日程

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 2 時 0 0 分

第 1 開会

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 議案

（1）議案第 1 4 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

（2）議案第 1 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 諸報告

（1）報告第 1 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に係る受理
の決定について

（2）報告第 1 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に係る受理
の決定について

第 5 協議事項

（1）次回総会日程について

（2）その他

第 6 閉会

令和8年第8回志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月25日（火）午後2時00分から午後3時20分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員（12人）

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	細田 公雄
	2番	清水 隆司
	3番	池ノ内 善和
	4番	志村 二美重
	5番	小山 武英
	6番	齊藤 正歳
	7番	波澄 洋子
	8番	佐藤 浩之
	9番	金子 秀之
職務代理	11番	細田 次男
	12番	清水 修
欠席	10番	三枝 将樹

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸報告

第4 協議事項

第5 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子

書記 山下 大輔

6. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、令和8年第8回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中12人で行っていただき、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和8年第8回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、9番 金子 秀之 委員、11番 細田 次男委員にお願いいたします。併せて、書記として山下主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

- (1) 議案第14号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- (2) 議案第15号『農地法第3条の規定による許可申請』について

以上、上程いたします。

それでは、

議案第14号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について、事務局から説明をお願い致します。

○山下主事

それでは資料を朗読いたします。

(事務局朗読)

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号40番、41番、42番について、事務局から説明を求めます。

○山下主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号40番の申請人及び農地の状況につきましては、佐藤浩之委員に、
受付番号41番の申請人及び農地の状況につきましては、小山武英委員に、
受付番号42番の申請人及び農地の状況につきましては、細田公雄委員にご同行いただいて、確認しております。この後、各委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第14号 受付番号40番について、
佐藤浩之委員より説明、報告を求めます。

○8番 佐藤 浩之 委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号40番について、わたくし佐藤より説明、報告を行います。

本案件は、申請人である●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地については、○○丁目○○及び○○丁目○○の一部の2地点となります。7ページ、8ページの地図をお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、○○交差点を○折、○○を○○mほど進んだ、○○交差点を越えた、○○の対面にある農地が○○丁目の申請地となります。続いて、○○交差点を○○方面に進み、○○交差点を○折、○○を進み○折、○○脇の農地が○○丁目の申請地となります。

事務局と同行し、現地を確認したところ、○○丁目の申請地では、○○や○○が栽培されており、○○丁目の申請地では、○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第14号 受付番号41番について、小山武英委員より説明、報告を求めます。

○5番 小山武英委員

会長の指名がありましたので、議案第14号 受付番号41番について、わたくし小山より説明、報告を行います。

本案件は、申請人である●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであ

ります。9ページの地図をお開きください。

市役所から県道を〇〇方面へ進み、〇〇kmほど進んだ〇〇交差点を〇折、〇〇m先、〇〇を〇折、〇〇m先の〇〇を〇折した〇〇手前の農地が〇〇丁目の申請地となります。次に、10ページ、11ページをご覧ください。〇〇を越え〇〇にある〇〇筆の〇〇、および〇〇の脇にある〇〇筆の〇〇が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である〇〇丁目の〇〇筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が作付けされており、適正に農地として管理されておりました。

申請者である●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。
よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第14号 受付番号42番について、
細田公雄委員より説明、報告を求めます。

○1番 細田 公雄 委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号42番について、わたくし細田から、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地については、〇〇丁目〇〇他〇〇筆となります。12ページの地図をお開きください。市役所から〇〇を〇〇方面へ〇〇mほど進み〇折し、〇〇の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である〇〇丁目〇〇他〇〇筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第14号 受付番号40番、41番、42番について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明することについて、
議案第14号 受付番号40番について

賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、
議案第１４号 受付番号４０番は可決されました。

続きまして、
議案第１４号 受付番号４１番については、
賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、
議案第１４号 受付番号４１番は可決されました。

続きまして、
議案第１４号 受付番号４２番については、
賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、
議案第１４号 受付番号４２番は可決されました。

○田中会長

続きまして、議案第１５号『農地法第３条の規程による許可申請』について、事務局から説明を、
お願い致します。

○山下主事

それでは資料を朗読いたします。
(事務局朗読)

○田中会長

それでは、議案第１５号受付番号１番について、事務局から説明を求めます。

○山下主事 【事務局説明】

本案件は、農地法第３条の許可申請であり、農地を農地のまま耕作する目的で、権利の設定や移転を行う場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第３条は、市町村の農業委員会が許可権者となりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。今回の案件は、譲渡により、農地の所有権を池ノ内氏から柳下氏へ移転するという内容の申請となっております。

受付番号１番の申請人及び農地の状況につきましては、田中会長にご同行いただいて確認しております。この後田中会長よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第15号 受付番号1番について、わたくし田中より説明いたします。本案件は、譲渡人●●●氏が、譲受人○○○氏へ、譲渡により農地の所有権を移転する旨の申請となっております。13ページの地図をお開きください。○○付近の○○筆が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である○○他○○筆の現地を確認したところ、○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりましたため、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

それでは、

議案第15号 受付番号1番について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、『農地法第3条の規程による許可申請』について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第15号受付番号1番は可決されました。

それでは、日程第4の報告に入ります。

① 報告第11号『農地法第4条の規定による届出』について

② 報告第12号『農地法第5条の規定による届出』について

こちらは専決したものでございます。

事務局より朗読をお願いいたします。

○山下主事

(事務局朗読)

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、報告第11号 受付番号4番、につきましては、わたくし田中よりご報告いたします。14ページの地図をお開きください。申請地は、市役所から県道を○○方面へ○○m進み、○○交差点を○折、○○m進んだ○側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

○田中会長

次に、報告第12号受付番号9番について、池ノ内善和委員の報告を求めます。

○3番 池ノ内 善和委員

会長の指名がありましたので、報告第12号受付番号9番について説明、報告を行います。15ページの地図をお開きください。

申請地は、市役所から〇〇方面へ道なりに〇〇m進み〇〇交差点を〇折、〇〇km進み〇〇を〇折、〇〇m進み〇折、〇〇m進んだ〇側の農地が受付番号9番の申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、報告第11号、12号について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、事務局よりお願いいたします。

○事務局

令和8年9月29日火曜日、午後2時、
庁舎2階大会議室2-1で行う予定でございますが、
よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、9月29日火曜日、午後2時ということで
よろしくをお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局より、ご連絡させていただきます。

- ① 令和８年度生産緑地の新規指定に関する現地調査について
- ② 地域計画協議の場について
- ③ 農地パトロールについて
- ④ 産業祭実行委員について
- ⑤ 視察研修会について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和８年第８回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和８年８月２５日

志木市農業委員会議長 田中 満男

９ 番 金子 秀之

１１番 細田 次男